

1 旭川市感染リスク低減協力支援金 申請書類について

R2.7.1 改正

※申請に当たっては、次の全ての書類が必要となります

1. 旭川市感染リスク低減協力支援金申請書（様式第1号）

用紙は、市ホームページからダウンロード又は旭川市役所第三庁舎、道の駅あさひかわに設置

2. 誓約書（様式第2号）

所在地、名称及び代表者名などの欄は**必ず自署**をお願いします。

3. 営業の実態が確認できるもの

【法人の場合】

直近の確定申告書の写し（税務署受付印のある「別表一」の控え。電子申告の場合は、「別表一」と電子申告の受信通知。）等

【個人の場合】

直近の確定申告書の写し（税務署受付印のある「第一表」の控え。電子申告の場合は、「第一表」と電子申告の受信通知。個人番号を黒く塗りつぶしたもの）等

◆上記の書類がない場合は、次のいずれかのものを提出してください。

- 創業後まもなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写し（いずれも税務署の受付印があるもの）
- 直近の月末締め現金出納帳や売上帳・仕入帳、施設の賃貸借契約書（施設を借りて運営している場合）の写しなど、休業等の要請時点の営業実態が分かる資料

4. 業種・業態が確認できるもの（申請書裏面1の店舗分のみ。次の【共通】のいずれかの書類及び該当する区分の書類を提出してください。）

【共通】施設の宣伝チラシ、ホームページ及び広告の写し、外観（社名や店舗名入り）及び内観が分かる写真の写し 等

【酒類の提供がない飲食店】酒類を提供していないことがわかるメニュー表の写し

【酒類の提供をしているが、以前から 19 時以降の営業を行っていない飲食店】営業時間が確認できる書類

5. 飲食店営業に必要な許可を取得していることが分かるもの(申請書裏面 1 の店舗分のみ。次のいずれかのものを提出してください。)

法令等が求める飲食店営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類（飲食店営業許可等の写し）等

※イートインスペースでの食事用に、調理済みの商品を販売するなど、飲食店営業許可等がない

店舗の場合は、「標準税率（外食 10%）」を適用していることが分かるレシートの写し等を添付

6. 感染症防止対策の取組が分かるもの（申請書裏面 1 の店舗分のみ。次のいずれかのものを提出してください。)

申請書の「感染防止対策の取組」にチェックを入れた項目の取組内容が確認できる書類（2 区分以上）

（感染防止対策の取組を告知するホームページの印刷、店頭ポスター、チラシ、DM、写真等の写し）

7. 振込を希望する口座情報の分かるもの

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かる通帳ページの写し

※当座の場合は当座預金の取引明細書（口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名のわかるもの）の写し、ネットバンキングの場合は口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるキャッシュカードの写しやログイン画面の写し

8. （個人事業者のみ）本人確認書類の写し

運転免許証、パスポート、保険証等の写し 等

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※ Q&A や記載例等を参照いただき、不備のないようお願いいたします。

※ 申請書類の返却はいたしません。

2 申請書類提出先

〒070-8004

旭川市神楽 4 条 6 丁目 1-12 道北地域旭川地場産業振興センター2 階

旭川市経済部経済交流課 支援金担当 宛て

※ 感染症の拡大防止のため、郵送での申請に御協力ください。

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

※ 郵送料の不足に御注意ください。